

学童クラブのクラブ分けについて

学校	クラブ名	クラブ分けの方法
一 小	一 小学 童 クラブ 1 組	延長保育可(市直営)
	一 小学 童 クラブ 2 組	延長希望、住所によるクラブ分け
二 小	二 小学 童 クラブ 第 一	第一:延長保育可(指定管理者による運営)
	二 小学 童 クラブ 第 二	第二:延長保育不可(市直営)
三 小	三 小学 童 クラブ 第 一	延長保育不可(市直営)
	三 小学 童 クラブ 第 二	住所によるクラブ分け
四 小	四 小学 童 クラブ 第 一	第一:延長保育可(指定管理者による運営)
	四 小学 童 クラブ 第 二	第二:延長保育不可(市直営)
五 小	五 小学 童 クラブ 第 一	第一:延長保育不可(市直営)
	五 小学 童 クラブ 第 二	第二及び第三:延長保育可(指定管理者による運営)
	五 小学 童 クラブ 第 三	※第二・第三は住所によるクラブ分け
六 小	六 小学 童 クラブ 第 一	第一:延長保育不可(市直営)
	六 小学 童 クラブ 第 二	第二:延長保育可(指定管理者による運営)
七 小	七 小学 童 クラブ 第 一	第一:延長保育不可(市直営)
	七 小学 童 クラブ 第 二	第二及び第三:延長保育可(指定管理者による運営)
	七 小学 童 クラブ 第 三	※第二・第三は住所によるクラブ分け
八 小	八 小学 童 クラブ 第 一	第一:延長保育不可(市直営)
	八 小学 童 クラブ 第 二	第二及び第三:延長保育可(指定管理者による運営)
	八 小学 童 クラブ 第 三	※第二・第三は住所によるクラブ分け
九 小	九 小学 童 クラブ 第 一	延長保育不可(市直営)
	九 小学 童 クラブ 第 二	住所によるクラブ分け
十 小	十 小学 童 クラブ 第 一	第一:延長保育不可(市直営)
	十 小学 童 クラブ 第 二	第二及び第三:延長保育可(指定管理者による運営)
	十 小学 童 クラブ 第 三	※第二・第三は住所によるクラブ分け
十一 小	十一 小学 童 クラブ 第 一	第一:延長保育可(指定管理者による運営)
	十一 小学 童 クラブ 第 二	第二:延長保育不可(市直営)
十二 小	十二 小学 童 クラブ 第 一	第一:延長保育不可(市直営)
	十二 小学 童 クラブ 第 二	第二及び第三:延長保育可(指定管理者による運営)
	十二 小学 童 クラブ 第 三	※第二・第三は住所によるクラブ分け
十三 小	十三 小学 童 クラブ 第 一	第一:延長保育可(指定管理者による運営)
	十三 小学 童 クラブ 第 二	第二:延長保育不可(市直営)
十四 小	十四 小学 童 クラブ 第 一	延長保育不可(市直営)
	十四 小学 童 クラブ 第 二	住所によるクラブ分け
十五 小	十五 小学 童 クラブ 第 一	第一:延長保育可(指定管理者による運営)
	十五 小学 童 クラブ 第 二	第二:延長保育不可(市直営)
花 小	花小金井小学 童 クラブ 第 一	第一:延長保育不可(市直営)
	花小金井小学 童 クラブ 第 二	第二及び第三:延長保育可(指定管理者による運営)
	花小金井小学 童 クラブ 第 三	※第二・第三は住所によるクラブ分け
鈴木 小	鈴木 小学 童 クラブ 1 組	延長保育可(市直営)
	鈴木 小学 童 クラブ 2 組	延長希望、住所によるクラブ分け
学園東 小	学園東 小学 童 クラブ 第 一	第一:延長保育不可(市直営)
	学園東 小学 童 クラブ 第 二	第二:延長保育可(指定管理者による運営)
上宿 小	上宿 小学 童 クラブ 第 一	第一:延長保育不可(市直営)
	上宿 小学 童 クラブ 第 二	第二:延長保育可(指定管理者による運営)

※指定管理者が運営するクラブ、一小学童クラブ及び鈴木小学童クラブは延長保育の利用が可能です。
※市が直営するクラブと指定管理者が運営するクラブが併設する場合、申請書にどちらを希望するか明記してください。
※申請状況によっては、併設されたもう一方のクラブへ入会していただく場合があります。
特に、指定管理クラブの希望者が定員を大きく上回った場合、保護者の方の勤務状況等の要件や帰宅時間などの状況により、直営クラブへ移っていただく場合があります。
※保育の質については、市が直営するクラブと指定管理者が運営するクラブで差が生じないようにしております。
(延長保育の利用が可能か否かの差異になります)

指定管理者とは… 市に代わって施設の管理・運営を行う民間事業者等です。